KAWASAKI CITY

環境アセスメントに係る縦覧等のお知らせ

平成２０年６月３０日

川崎市環境影響評価に関する条例第１９条に基づき「(仮称) 古川町共同住宅計画」に係る条例環境影響評価準備書の写しの縦覧を次のとおり行います。

指定開発行為の基本的事項	指定開発行為者	ナイス株式会社 神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央４丁目３３番１号 代表取締役社長　平田恒一郎
	指定開発行為の名称	（仮称）古川町共同住宅計画
	指定開発行為の種類	住宅団地の新設（第３種行為）
	指定開発行為を実施する区域	川崎市幸区古川町８７番地及び９７番地１ （区域面積：約６，７９３㎡）
	指定開発行為の目的	共同住宅の建設
	指定開発行為の内容	延べ面積：約 16,331 ㎡、最高高さ：15.95m、計画戸数：197 戸、計画人口：591 人
	指定開発行為の施行期間	着手予定：平成２０年１０月 完了予定：平成２２年　１月
縦覧のお知らせ	縦覧期間及び時間	期間：平成２０年６月３０日（月）から 平成２０年８月１３日（水）まで （土曜日、日曜日等閉庁日は除きます。ただし、幸区役所では、第２・第４土曜日の午前中も縦覧を行います。） 時間：午前８時３０分から午後５時まで
	縦覧場所	幸区役所及び本庁（環境局環境評価室）
	意見書の提出	・縦覧中の条例準備書について、環境の保全の見地から御意見のある方は、以下の期限までに意見書を提出することができます。 ・提出された意見書は個人情報を伏せてその写しを指定開発行為者に送付します。 【意見書の提出】 提出期限：平成２０年８月１３日（水） （郵送の場合は、平成２０年８月１３日消印有効） 提出先：川崎市環境局環境評価室 意見書の用紙は、それぞれの縦覧場所に用意してあります。
	問合わせ先	川崎市環境局環境評価室 〒２１０－８５７７　川崎市川崎区宮本町１番地 電話番号：０４４－２００－２１５５ http：//www.city.kawasaki.jp/30/30kansin/home/assess/assess.htm